

熊本県公報

号外 第41号
平成17年9月15日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
 ○熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会 計 課) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第65号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (9) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第34条中「書類」の次に「(電磁的記録を含む。)」を加える。

第93条の次に次の1条を加える。

(随意契約の手続)

第93条の2 令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当者は、あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約担当者は、契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表すること。
- (3) 契約担当者は、契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

2 前項の規定による公表の方法は、別に定める。

別表第4中

子ども家庭福祉課	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐(課長補佐を置かない場合にあつては主幹)	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る現金の出納及び保管に関する事務
----------	--	---------------------------------------

を

「

子ども家庭福祉課	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐(課長補佐を置かない場合にあつては主幹)	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る現金の出納及び保管に関する事務
	児童扶養手当返納金の回収事務を担当する課長補佐(課長補佐を置かない場合にあつては主幹)	児童扶養手当返納金の回収に係る現金の出納及び保管に関する事務

」に改める。

別表第6中

子ども家庭福祉課の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐(課長補佐を置かない場合にあつては主幹)の職にある出納員	当該出納員に所属する会計職員	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る現金の出納及び保管に関する事務
---	----------------	---------------------------------------

を

子ども家庭福祉課の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員	当該出納員に所属する会計職員	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る現金の出納及び保管に関する事務
子ども家庭福祉課の児童扶養手当返納金の回収事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員	当該出納員に所属する会計職員	児童扶養手当返納金の回収に係る現金の出納及び保管に関する事務

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。